

豊川市肥料等高騰対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で農業、畜産業及び漁業を営む者に対し、コロナ禍により高騰した肥料、種苗、飼料、農薬、素畜等に係る費用を支援することにより、市内における農業等の産業の安定化を図るため、市の予算の範囲内で交付する豊川市肥料等高騰対策事業費補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和4年4月1日から同年10月31日までの間（以下「対象期間」という。）に、自らの営む農業、畜産業又は漁業に使用する次に掲げる物品（以下「対象物品」という。）を購入した事業とする。

- (1) 肥料（申請者が国の肥料高価格高騰対策事業費補助金（令和4年秋肥分）の交付を受けるときは、その対象となる肥料を除く。）
- (2) 種苗
- (3) 飼料
- (4) 農薬
- (5) 素畜
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業を行う者であって市内に住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）を有する者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象期間内に購入した対象物品の合計額（消費税及び地方消費税の額を除く。）に相当する額とする。ただし、申請者が令和3年中に購入した対象物品の合計額（次条第2項の規定により令和4年中に購入した対象物品の合計額のわかる資料を提出した申請者にあつては当該合計額）に応じて別表に定める額を上限とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和4年12月1日から令和5年1月31日までの間に、豊川市肥料等高騰対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 市内に住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)があることを証する書類

(2) 令和3年分の確定申告書の写し

2 前項の規定にかかわらず、対象事業を令和3年の中途に開業した者(以下「中途開業者」という。)にあっては、前項第2号に掲げる書類に代えて、令和4年に中途開業者が購入した対象物品の総額のわかる資料を市長に提出することができる。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、豊川市肥料等高騰対策事業費補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による通知を受け取った日から起算して8日を経過する日までに、豊川市肥料等高騰対策事業費補助金交付申請取下書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 申請者は、第5条の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から起算して1月以内に豊川市肥料等高騰対策事業費補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求に基づき補助金を交付するものとする。

3 補助金の交付の方法は、申請者の指定した口座への振込みによるものとする。

る。

(交付の決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月2日から施行する。

別表（第3条関係）

単位：円

令和3年分の対象物品の合計額 (消費税及び地方消費税を除く。)			補助金の上限額
3,000,000	～		300,000
2,750,000	～	2,999,999	275,000
2,500,000	～	2,749,999	250,000
2,250,000	～	2,499,999	225,000
2,000,000	～	2,249,999	200,000
1,750,000	～	1,999,999	175,000
1,500,000	～	1,749,999	150,000
1,250,000	～	1,499,999	125,000
1,000,000	～	1,249,999	100,000
750,000	～	999,999	75,000
500,000	～	749,999	50,000
250,000	～	499,999	25,000
100,000	～	249,999	10,000
0	～	100,000	補助金は交付しない。

注 第4条第2項の規定により令和4年中に購入した対象物品の合計額がわかる資料を提出した中途開業者にあつては、この表中「令和3年分」とあるのは「令和4年分」と読み替えるものとする。

令和 年 月 日

豊川市長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあつてはその所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号()

下記のとおり豊川市肥料等高騰対策事業費補助金を交付してください。

記

交付申請額

円

交付申請額の算出基礎

●国の肥料価格高騰対策事業費補助金(令和4年秋肥分)の申請の有無

 申請する(した) 申請しない

●R3年分の税申告の内容

種苗費・素畜費

肥料費

飼料費

農薬(衛生)費

合計

円

円

円

円

円

●補助金の上限 ※裏面参照

円

…(A)

●R4.4.1～R4.10.31に購入した対象物品経費

種苗費・素畜費

円

…①

肥料費

円

…②

※国の補助金を申請する(した)場合は「-」を記入

飼料費

円

…③

農薬(衛生)費

円

…④

対象物品経費の合計(①+②+③+④)

円

…(B)

(B)×100/110【千円未満切捨て】

円

…(C)

■交付申請額

(A)と(C)の低い額

円

備考

注 第4条第2項の規定により令和4年中に購入した対象物品の合計額がわかる資料を提出した中途開業者にあつては、交付申請額の算出基礎欄の「R3年分の税申告の内容」とあるのは「令和4年分の対象物品の内容」と読み替えるものとする。

添付書類

裏面を参照

私は、豊川市肥料等高騰対策事業費補助金交付申請書の提出にあたり、産業環境部農務課職員が所得税、法人税又は市県民税の申告内容について調査閲覧することに同意します。

私は、豊川市肥料等高騰対策事業費補助金交付申請書の提出にあたり、申請にした肥料費等は、私の所得税、法人税又は市県民税の申告書に、種苗費、素畜費、肥料費、飼料費、農薬(衛生)費として計上するものであることを誓約します。

令和 年 月 日

氏名

(法人にあつてはその所在地、名称及び代表者氏名)

添付書類

チェック欄	内 容	個人の場合			法人の場合	備考
		青色申告者	白色申告者			
			確定申告書提出者	市県民税申告提出者		
<input type="checkbox"/>	市内に住所(法人にあつては主たる事務所所在地)があることを証する書類	○	○	○	○	
<input type="checkbox"/>	令和3年分確定申告書Bの第一表	○	○			
<input type="checkbox"/>	令和3年分青色申告決算書(農業所得用)1・2ページ	○				
<input type="checkbox"/>	令和3年分収支内訳書(農業所得用)1・2ページ		○	○		
<input type="checkbox"/>	直近の法人税申告書一式				○	
<input type="checkbox"/>	直近の法人税申告に係る損益計算書及び製造原価報告書等の対象物品の経費の額がわかる関連資料				○	
<input type="checkbox"/>	令和4年4月1日～同年10月31日までに購入した種苗費、素畜費、肥料費、飼料費、農薬(衛生)費に係る領収書、納品書等 ※発注者、納品日、内容、購入費が記載されている第三者が発行するものとする。	○	○	○	○	国の肥料価格高騰対策事業費補助金(令和4年秋肥分)の申請する又はした場合は左記の内容から肥料費を除く。
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	

(注)添付書類は、原本ではなく写しとする。

補助金の上限

単位:円

令和3年分の対象物品の合計額 (消費税及び地方消費税を除く。)	補助金の上限額
3,000,000 ～	300,000
2,750,000 ～ 2,999,999	275,000
2,500,000 ～ 2,749,999	250,000
2,250,000 ～ 2,499,999	225,000
2,000,000 ～ 2,249,999	200,000
1,750,000 ～ 1,999,999	175,000
1,500,000 ～ 1,749,999	150,000
1,250,000 ～ 1,499,999	125,000
1,000,000 ～ 1,249,999	100,000
750,000 ～ 999,999	75,000
500,000 ～ 749,999	50,000
250,000 ～ 499,999	25,000
100,000 ～ 249,999	10,000
0 ～ 100,000	補助金は交付しない。

注 第4条第2項の規定により令和4年中に購入した対象物品の合計額がわかる資料を提出した中途開業者にあつては、この表中「令和3年分」とあるのは「令和4年分」と読み替えるものとする。

様式第2号(第5条関係)

令和 年度豊川市肥料等高騰対策事業費補助金交付決定通知書兼補助金確定通知書

豊農指令第 号

住所
(相手方の住所、法人にあつては所在地)
氏名 様
(相手方の氏名、法人にあつては名称及び
代表者氏名)

令和 年 月 日付けで申請のありました豊川市肥料等高騰対策事業費補助金に
ついては、下記のとおり補助金の額を交付します。

令和 年 月 日

豊川市長 (氏 名) 印

記

補助金の種類

補助金の交付決定額 円

交付の条件

- 1 補助事業を中止する場合は、市長の承認を受けること。
- 2 豊川市補助金等に関する規則を遵守すること。

様式第3号(第6条関係)

令和 年度豊川市肥料等高騰対策事業費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつてはその所在地、名称 及び代表者氏名)

令和 年 月 日付け 豊農指令第
事業費補助金については、取下げします。

号で交付決定のありました豊川市肥料等高騰対策

取下げの理由

--

様式第4号(第7条関係)

豊川市肥料等高騰対策事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日

豊川市長 殿

住所

氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者氏名)

豊川市肥料等高騰対策事業費補助金の交付を受けたく、豊川市肥料等高騰対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号で確定通知をうけた
豊川市肥料等高騰対策事業費補助金

振込先口座

金融機関・支店名			銀行・農協 金庫・組合	本店・支店 支所・出張所					
種別	普通・当座	口座番号							
(フリガナ)									
口座名義									

「振込先口座」は申請者と同一名義の口座としてください。ゆうちょ銀行を記載する場合は、「振込用の店名・預金種別・口座番号(通帳見開き下部に記載の8桁の番号)」を記入してください。